障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会の実現のために

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」(共生社会づくり条例)が令和元年 10 月より施行されました！

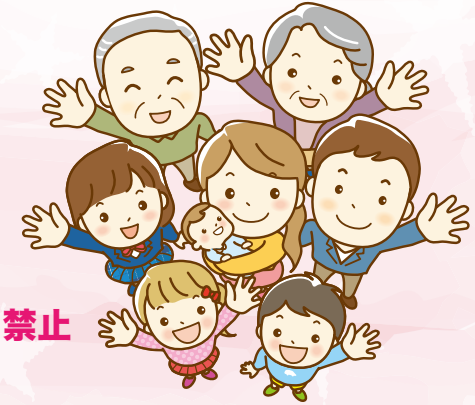

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。

県民、事業者のみなさまへ。

- ✕ 不当な差別的取扱い → 禁止
- ○ 合理的配慮の提供 → 努力義務

石川県健康福祉部障害保健福祉課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL:076-225-1428 FAX:076-225-1429
E-mail:shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

石川県　共生社会づくり　検索

ホームページ

不当な差別的取扱いの禁止とは？

障害を理由に拒絶したり条件を付けたりしてはいけません。

障害のある人は参加しなくていいと言われた。

障害者への対応を後回しにされた。

車イスや介助犬を理由に入店を拒否された。

イベントに参加するために、同伴者の付き添いを条件にされた。

合理的配慮の提供とは？

障害のある人の求めに応じて、配慮しましょう。

筆談する

段差で車イスを押す

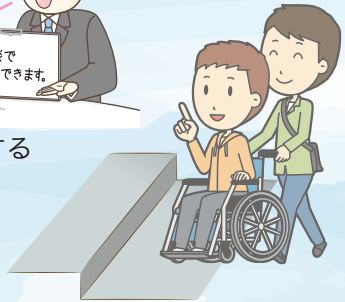

目が不自由な人の誘導をする

障害のある人にやさしい石川県を目指し、県民ひとりひとりが意識しましょう。

石川県障害者権利擁護サポートデスク
TEL:076-225-1464　FAX:076-225-1429
お住まいの市町にも相談窓口があります。